

岩手大学研究支援・産学連携センター規則

令和2年9月24日 制 定
令和7年3月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第7条の規定に基づき、岩手大学研究支援・産学連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、岩手大学（以下「本学」という。）の研究目標と社会貢献目標に基づき、本学の特色ある研究の推進及び支援並びに学術研究の基盤強化を図るとともに、本学の教育研究成果及び知的資産の地域への普及・還元を通じ、地域創生に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 研究戦略の企画及び立案に資するための必要な業務に関すること。
- 二 研究、産学連携及び地域連携の支援に関すること。
- 三 法令に定めのある研究活動の管理に関すること。
- 四 研究用の施設、設備及び分析機器の管理・運用に関すること。
- 五 知的財産の管理及び活用に関すること。
- 六 大学発ベンチャーの創出及び育成に関すること。
- 七 盛岡市産学官連携研究センター入居企業への支援に関すること。
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 センターの業務を行う際には、他部局と連携・協力を図るものとする。

(ユニット)

第4条 センターに前条の業務を遂行するため、次に掲げるユニットを置く。

- 一 URAユニット
- 二 プロジェクト支援ユニット
- 三 研究基盤管理ユニット
- 四 機器分析ユニット
- 五 知的財産ユニット
- 六 地域創生ユニット

2 センターは、前項に掲げるユニットのほかに、必要に応じてユニットを置くことができる。

(組織)

第5条 センターに、学則第14条の2の規定に基づきセンター長を置く。

2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。

- 一 副センター長
- 二 専任教員
- 三 特任教員、特任研究員、特任専門職員（以下「特任教員等」という。）
- 四 兼務教員
- 五 センター職員（URA及びその他の職員のことをいう。以下同じ。）

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務及び運営を統括する。

2 センター長は、研究及び産学連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得てセンター長が推薦し、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦したセンター長の任期を超えないものとする。

(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの業務を処理する。

(特任教員等)

第9条 特任教員等は、センターの業務を処理する。

2 特任教員等は、センター長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(兼務教員)

第10条 兼務教員は、第5条に掲げる職員と協力しセンターの業務を処理するとともに所属部局との連絡調整に当たるものとする。

2 兼務教員は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得てセンター長が推薦し、学長が任命する。

3 兼務教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第11条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(エクステンションセンター)

第12条 センターは、各市町村等との連絡調整を行うため、各市町村にエクステンションセンターを置くことができる。

(庶務)

第13条 センターの庶務は、研究・地域連携部において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年 4月1日から施行する。